

保育料の軽減制度について

※詳しくは、表面の料金表をご覧ください。

軽減を受けるために届出が必要な場合があります。

(1) きょうだいで保育園等（※1）を利用する場合の保育料について

無償化の対象児童もカウントします。

- ・同時期に保育所、幼稚園等に在園している子どもが2人いる場合、年齢の高い方から数えて2番目の児童の保育料は軽減されます。
- ・同時期に3人以上が保育所、幼稚園等に在園している場合、在園中の児童のうち年齢の高い方から数えて3番目以降の児童の保育料は無料となります。

※1 保育園等とは保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設です。届出保育施設は対象外。

▼ [提出書類] 幼稚園等の在籍を証明する在園証明書（証明日が令和6年4月1日以降のもの）

▼ [提出先] 子育て支援課

志免町の認可保育園、認定こども園等に在籍している場合は不要です。

(2) 多子世帯・ひとり親世帯・障がい者世帯の保育料軽減について

＜ 多子世帯に対する保育料軽減制度 ＞

市町村民税所得割合計額が57,700円未満の世帯内のお子さん（※2）が2人以上いる世帯年齢に関わらず、最年長の子どもを第1子とします。無償化の対象児童もカウントします。

【軽減内容】世帯内第2子は半額、第3子以降は無料となります。

＜ ひとり親世帯・障がい者世帯に対する保育料軽減制度 ＞

市町村民税所得割合計額が77,101円未満のひとり親世帯または障がいをお持ちの方がいる世帯（※3）

【軽減内容】世帯内第1子は半額、第2子以降は無料となります。

※2 保護者と生計を一にするお子さん（年齢制限はありません）住民票が一緒でなくても対象となります。

※3 別世帯に住んでいて保護者が監護しているお子さんがいる場合は、届出が必要となります。





（例：一人暮らしで大学に通うお子さん等）

過去に提出している場合でも、令和6年4月1日現在の状況を届け出てください。

▼ [提出書類] 住民票および在学証明書

▼ [提出先] 子育て支援課

（例）子ども4人（中2・小1・5歳児・2歳児）の世帯

	保育認定（2・3号）	
	世帯の市町村民税額 57,700円以上	世帯の市町村民税額 57,700円未満
中2 	【判定対象外】	【第1子】
小1 	【判定対象外】	【第2子】
5歳 	【第1子】無償化	【第3子】無償化
2歳 	【第2子】半額	【第4子】無料

保育認定2・3号のひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯は、所得割額の世帯合計額が77,101円未満の場合多子カウントが適用されます。

副食費について

町立保育園の副食費は、町が徴収します。私立保育園は、各施設で徴収しますので、利用施設にお問い合わせください。年収360万円未満相当の世帯等については、免除になります。私立保育園・町立保育園ともに免除決定通知が必要になりますので、4月および9月の保育料算定時期を除き、該当する場合は、お申し出ください。